

富里市国民健康保険税課税限度額の改正（案）について

1 改正の趣旨と目的

地方税法施行令の改正により，国民健康保険税の法定限度額は，平成23年4月から基礎課税額 51 万円，後期高齢者支援金等課税額 14 万円，介護納付金課税額 12 万円に定められています。

高齢化の影響により年々増加している国保の医療費をまかなうためには，保険税の見直しの検討も必要となってきますが，税額・税率の改正を行うこととなると，低所得の方や中間所得の方の負担増となり，影響が大きいことから，法定限度額よりも低い状況となっている現行の課税限度額を改正します。

この課税限度額の改正は，低所得，中間所得の方の負担増の緩和につながり，負担能力に応じた適正賦課を推進し，国民健康保険の財源の確保を図ることを目的としています。

2 改正の内容

富里市国民健康保険税の課税限度額について，基礎課税額を 51 万円，後期高齢者支援金等課税額を 14 万円，介護納付金課税額 12 万円に改正します。

課税限度額	改正	現行	引上額
基礎分	510,000 円	500,000 円	10,000 円
支援分	140,000 円	130,000 円	10,000 円
介護分	120,000 円	100,000 円	20,000 円
計	770,000 円	730,000 円	40,000 円

3 施行期日

平成 24 年 4 月 1 日（予定）

4 限度額改正による影響世帯数

国民健康保険加入の 9,575 世帯のうち，限度額改正による影響がある世帯数は次のとおりです。（H23.7.15 現在）

課税限度額	限度額超過世帯	影響率
基礎分	278	2.90%
支援分	243	2.54%
介護分	214	2.23%

5 他市の状況

郡内市の課税限度額

(単位:万円)

			22年度		23年度		24年度(予定)	
成田市	医療分	計	45	65	47	68	50	73
	後期分		11		12		13	
	介護分		9		9		10	
佐倉市	医療分	計	47	69	50	73	51	77
	後期分		12		13		14	
	介護分		10		10		12	
四街道市	医療分	計	47	69	50	73	51	77
	後期分		12		13		14	
	介護分		10		10		12	
八街市	医療分	計	47	69	50	73	51	77
	後期分		12		13		14	
	介護分		10		10		12	
白井市	医療分	計	50	73	51	77	51	77
	後期分		13		14		14	
	介護分		10		12		12	
印西市	医療分	計	47	69	50	73	51	77
	後期分		12		13		14	
	介護分		10		10		12	
富里市	医療分	計	47	69	50	73	51	77
	後期分		12		13		14	
	介護分		10		10		12	

(平成24年1月現在)

富里市国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>富里市国民健康保険税条例</p> <p>(課税額)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>51万円</u>を超える場合においては、基礎課税額は、<u>51万円</u>とする。</p> <p>3 第1項の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>14万円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>14万円</u>とする。</p> <p>4 第1項の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。）である世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>12万円</u>を超える場合においては、介護納付金課税額は、<u>12万円</u>とする。</p> <p>第3条から第23条 略</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第24条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>51万円</u>を超える場合には、<u>51万円</u>）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>14万円</u>を超える場合に</p>	<p>富里市国民健康保険税条例</p> <p>(課税額)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>50万円</u>を超える場合においては、基礎課税額は、<u>50万円</u>とする。</p> <p>3 第1項の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>13万円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>13万円</u>とする。</p> <p>4 第1項の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。）である世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>10万円</u>を超える場合においては、介護納付金課税額は、<u>10万円</u>とする。</p> <p>第3条から第23条 略</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第24条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>50万円</u>を超える場合には、<u>50万円</u>）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>13万円</u>を超える場合に</p>

改正後	改正前
<p>は、<u>14万円</u>) 並びに同条第 4 項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額 (当該減額して得た額が<u>12万円</u>を超える場合には、<u>12万円</u>) の合算額とする。</p> <p>(1) から (3) 略</p> <p>附 則</p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>1 この条例は、平成24年 4 月 1 日から施行する。</p> <p><u>(適用区分)</u></p> <p>2 改正後の富里市国民健康保険税条例の規定は、平成24年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成23年度分までの国民健康保険税については、<u>なお従前の例による。</u></p>	<p>は、<u>13万円</u>) 並びに同条第 4 項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額 (当該減額して得た額が<u>10万円</u>を超える場合には、<u>10万円</u>) の合算額とする。</p> <p>(1) から (3) 略</p>